

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法第55条第13項の規定において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告します。

平成22年8月24日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星 川 茂 一

1 土地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 施行地区

京都市伏見区竹田段川原町の全部並びに同区竹田青池町，同区竹田中島町，同区竹田真幡木町，同区竹田桶ノ井町，同区竹田三ツ杭町，同区竹田流池町及び同区竹田中川原町の各一部

4 事業施行期間

変更前 昭和50年3月26日から平成24年3月31日まで

変更後 昭和50年3月26日から平成29年3月31日まで

5 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所内

6 事業計画の決定の年月日

昭和50年3月26日

7 事業計画の変更の年月日

平成22年8月24日

(建設局都市整備部整備推進課)